

平成28年度 第1回水と緑の森づくり会議

とき 平成28年5月24(火) 13:30-16:00

場所 島根県庁会議棟 第2会議室

○水と緑の森づくり会議

議題

- (1) 水と緑の森づくり事業の制度概要について
- (2) みーもの森づくり事業の採択に係る審査について
- (3) その他

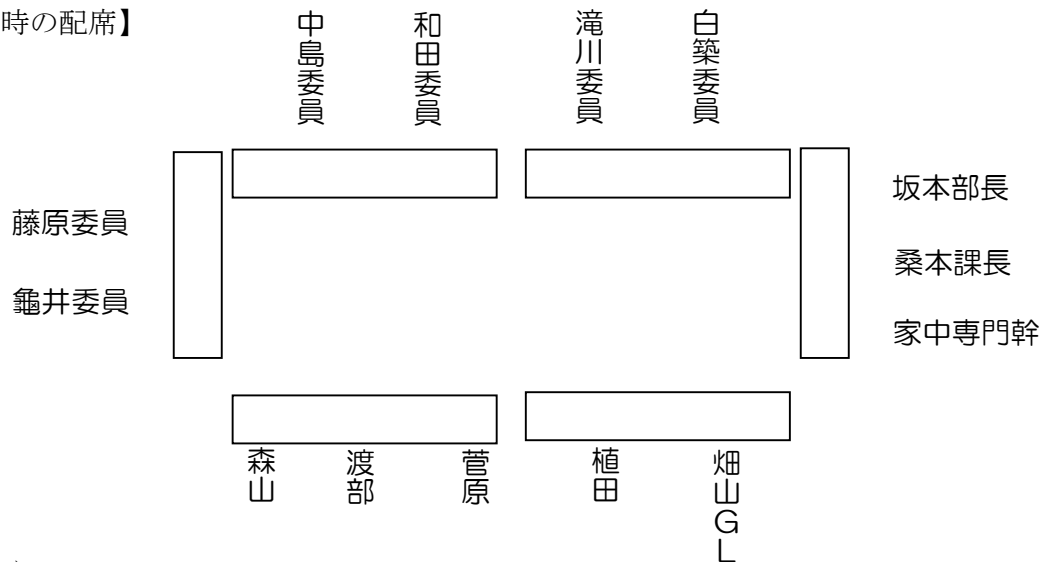
○委嘱状の交付

農林水産部部長あいさつ

平成28年度 第1回水と緑の森づくり会議出席者

委員の部門	所属等	市町村	氏名	
公募	—	浜田市	下谷 巧	欠
公募	—	雲南市	白築 純	
公募	—	益田市	滝川 麻衣	
公募	—	大田市	和田 秀夫	
ボランティア	NPO 法人おやこ劇場松江センター	松江市	中島 紋子	
森林経営	苗木生産者	雲南市	藤原 功	
教育	松江市立玉湯中学校	松江市	亀井 良一	
島根県	農林水産部 部長		坂本 延久	
	林業課長		桑本 幸夫	
	林業課水と緑の森づくり GL		畑山 経弘	
	林業課林業普及専門幹		家中 紳次	
	林業課主幹		植田 勉	
	林業課企画員		菅原 健二	
	林業課主任技師		渡部 紗矢	
	林業課主任技師		森山 沙希子	

【会議時の配席】



島根県水と緑の森づくり会議設置要領

1 設置目的

安全で安心な生活に不可欠な「水を育む緑豊かな森」を次世代に引き継いでいくため、豊かな森を保全しながら賢明に利用していく「水と緑の森づくり」に県民のアイディアと参加を基本として取り組んでいます。

このため、「水と緑の森づくり」を着実に推進することについて、広く県民の意見を聴き、「水と緑の森づくり」に関する施策展開に資することを目的として「島根県水と緑の森づくり会議」を設置します。

2 役割

(1) 会議は、次に掲げる事項について討議します。

- 「水と緑の森づくり」において、県民のアイディアを活かすこと。
- 「水と緑の森づくり」において、県民の参加を促進すること。
- 「水と緑の森づくり」が、県内各地で効果的に実施されること。
- その他、「水と緑の森づくり」の着実な推進に関係すること。

(2) 県は、会議の意見を踏まえて、「水と緑の森づくり」に関する施策を展開します。

3 組織

(1) 会議は、公募及び指名により選ばれた県民で構成し、7人の委員で組織します。

(2) 委員は、知事が委嘱します。

(3) 委員の任期は、1年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任ができます。

4 会議

(1) 会議は、県が招集します。

(2) 会議は、委員の過半数が出席する場合に開催することができます。

(3) 会議の議事進行は、県の担当職員が務めます。

5 会議の庶務

(1) 会議の庶務は、県農林水産部林業課において処理します。

附則

1 この要領は、平成17年4月1日から適用します。

2 この要領の一部改正は、平成18年3月13日から適用します。

3 この要領の一部改正は、平成22年2月1日から適用します。

水と緑の森づくり事業の概要

～みず・みどり みまもりはぐくむ 森が好き～

平成 28 年 5 月 24 日
水と緑の森づくり会議

I はじめに

島根県は、水資源のかん養、県土保全等全ての県民が等しく享受している安全で安心な生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、平成 17 年度に「島根県水と緑の森づくり税条例」を制定しました。

この税を財源として、荒廃した森林の再生を図るとともに、県民のアイデアと参加により、新たな森づくりの取り組みを行い、県民主体の森づくりが将来にわたり続いていくことを目指して「水と緑の森づくり事業」を展開しています。

II 島根県の森林の現状

1 島根県の森林面積

島根県は、県土の総面積 67 万 1 千 ha のうちの 52 万 5 千 ha が森林であり、その割合（森林率）は、78%と全国第 4 位の緑豊かな森林県です。そのうち民有林は 49 万 2 千 ha あり、その 38%にあたる 18 万 5 千 ha は、人工林（スギ、ヒノキ、マツ）で、植栽後 41～45 年生をピークとした山形となっています。

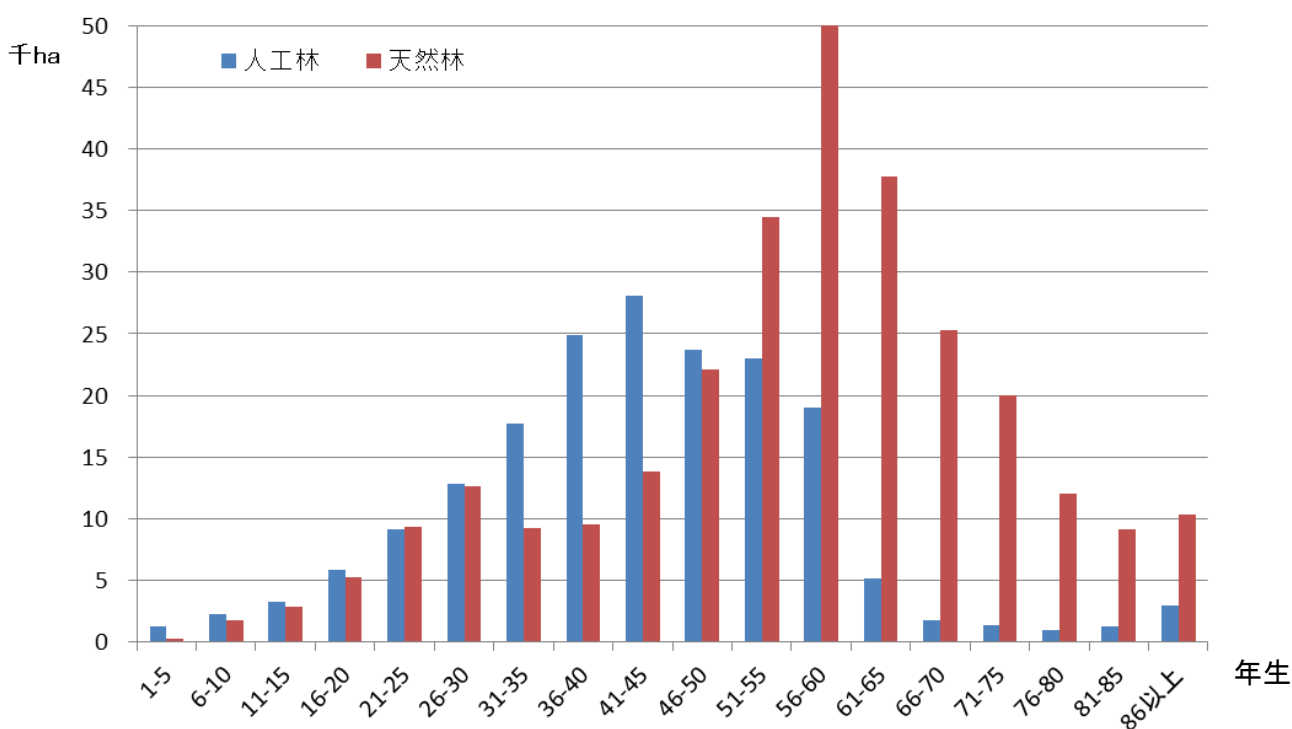
島根県の森林面積

単位:ha

森 林				森林面積 (A)	森林以外	合計(B)	森林率 (A)/(B)
国有林	民有林						
3 万 2 千	49 万 2 千			52 万 5 千	14 万 6 千	67 万 1 千	78%
	人工林	天然林	その他				
	18 万 5 千	28 万 7 千	2 万				

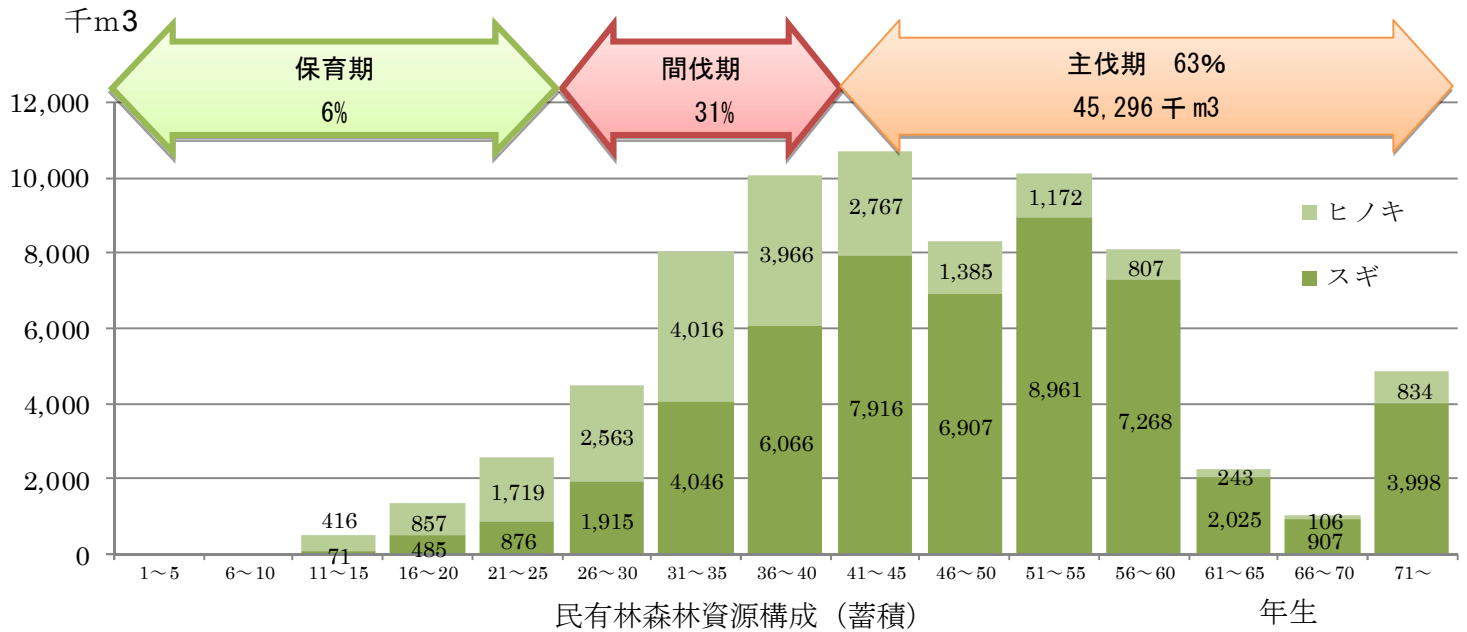
出典：森林資源関係資料（島根県森林整備課）

民有林森林資源構成（面積）

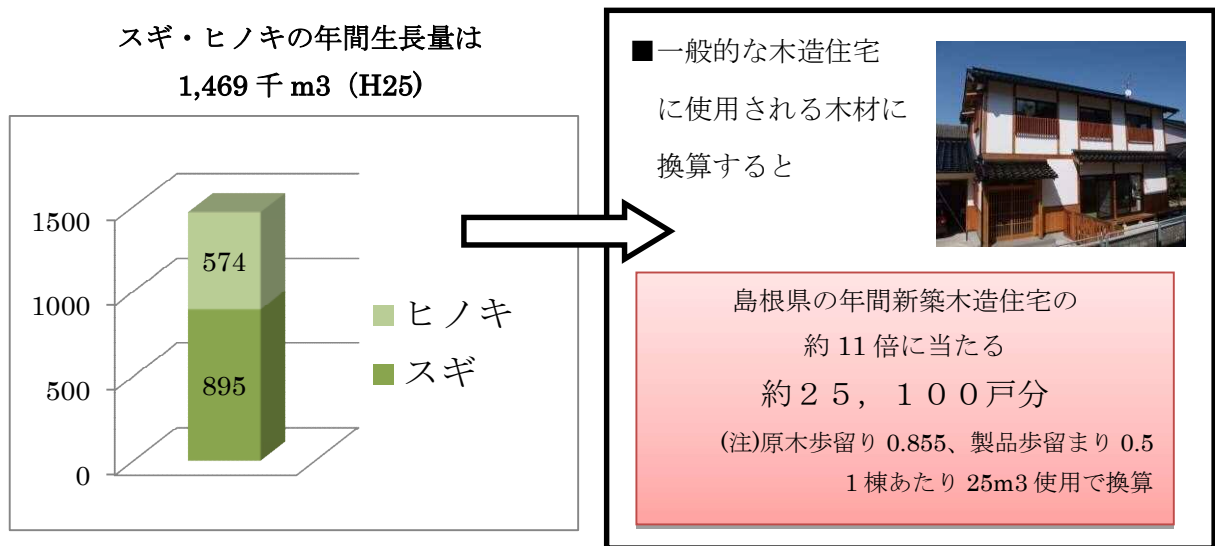


2 島根県の森林資源量（スギ・ヒノキ蓄積量）

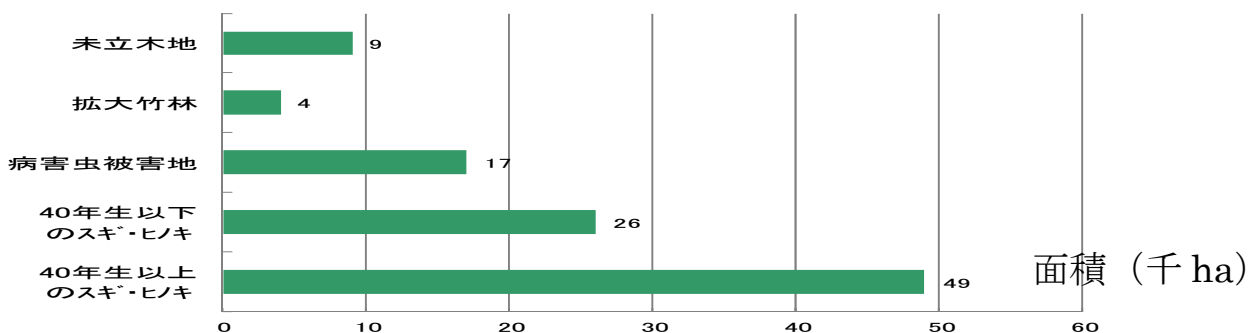
島根県のスギ・ヒノキの蓄積量は主伐期を迎えた 41 年生以上の森林が 63%、26～40 年生の間伐期を迎えた森林が 31%となっており、充実しつつある材を使っていく時期に来ています。



また、森林資源の蓄積量はこの 35 年間でおよそ 3.5 倍に増加しています。特に人工林のスギ・ヒノキについては、35 年前の 8.9 倍となっており、年間生長量は 1,469 千m³ です。これは県内で新築される一般的な木造住宅の 25,100 戸分に相当します。



3 荒廃森林の状況



民有林 49 万 3 千 ha のうち、荒廃した森林が約 2 割の 1 0 5 千 ha あると推計されています。

こうした森林は森林所有者の高齢化、不在村化による経営意欲の減退によるものと思われ、災害等の誘発が懸念されるので、適切な手入れが必要です。



保育施業が放棄され、雨水により表土が流出している荒廃森林

4 島根県の森林機能の評価額

森林は、水資源のかん養や土砂流出防止など、私たちの暮らしに役立つ多くの機能を持っています。これらの機能を金額で評価すると、島根県の森林では、1年間で約1兆7千億円にもなります。

島根県の森林の機能別の評価額

機能の種類	島根県の評価額	備考
水源かん養機能	6, 462 億円	森林への土壌が、降水を貯留し河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水、渇水を防ぎ、さらにその過程で水質を浄化する役割
土砂流出防止機能	6, 888	森林の下層植生や落葉落枝が地表の浸食を抑制する役割
土砂崩壊防止機能	1, 650	森林が根系を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ役割
保健休養機能	138	森林が人に安らぎを与え、余暇を過ごす場として果たしている役割
野生鳥獣保護機能	785	森林が果たしている野生鳥獣の生息の場としての役割
大気保全機能	1, 067	森林がその成長の過程で二酸化炭素を吸収し、酸素を供給している役割
計	1兆6, 990億円	

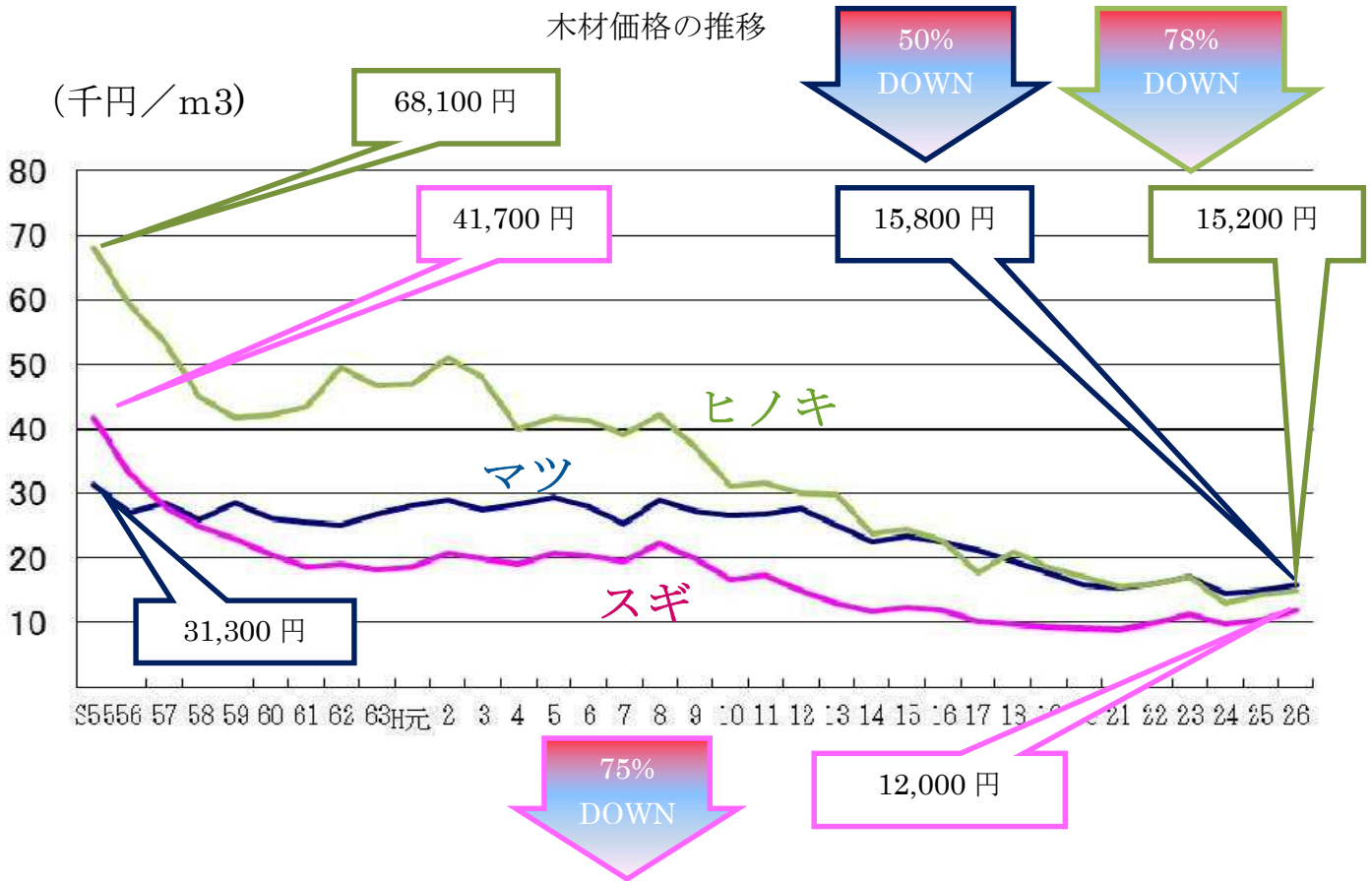
注：日本学術会議の全国の試算を基に、島根県で試算した2000年の全国の評価額は、およそ75兆円

5 木材価格の推移

昭和 20 年～30 年 第には戦後復興のため木材需要が急増しましたが、戦中戦後の森林の乱伐などによって木材供給が追いつかず、木材が不足し価格が高騰を続けていました。

このため国は拡大造林を推し進め、奥山までも植栽を行い、同時に外材の自由化に段階的に踏み切り、昭和 39 年には完全自由化となりました。

また、昭和 50 年代には為替の固定（1 ドル＝360 円）から変動相場制になり、円高が進みさらに安い外材が大量に輸入されることになりました。



Ⅲ 現行制度の概要と実績

1 制度の概要

水森税収は、「島根県水と緑の森づくり基金条例」により基金として積み立て、島根県が行う水森事業に充てています。

○課税方式・税率：県民税均等割の超過課税

個人の均等割：500円/年、法人の均等割：5%/年

○期 間：第1期対策 平成17年4月1日～平成22年3月31日（5年間）
 第2期対策 平成22年4月1日～平成27年3月31日（5年間）
 第3期対策 平成27年4月1日～平成32年3月31日（5年間）

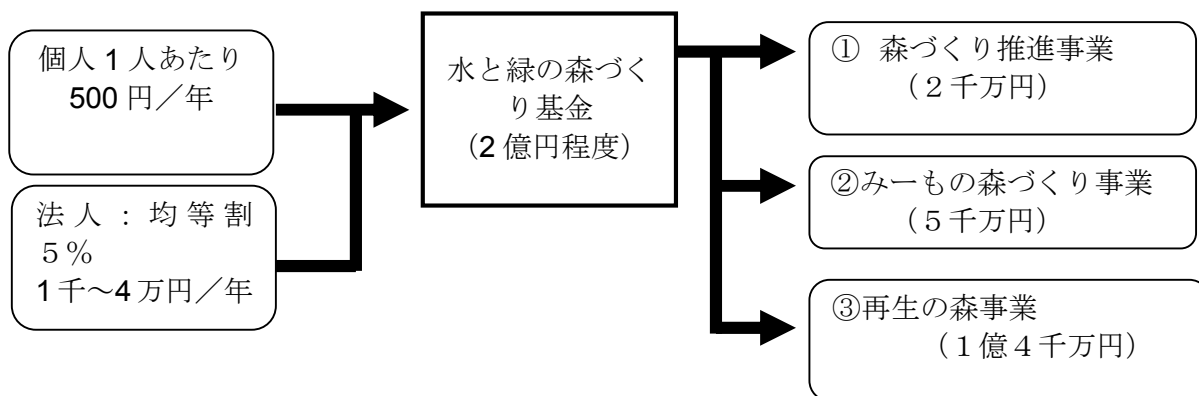
○税収額：およそ2億円/年

水と緑の森づくり税収と水と緑の森づくり事業費の推移（百万円）

対策	第1期対策（実績）					第2期対策（実績）					第3期対策		
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28(予算)	
年度													
税収	151	210	210	210	211	210	209	207	209	208	203	204	
基金積立額	139	201	200	196	197	211	189	199	197	201	196	198	
事業費	①森づくり推進事業	13	10	9	10	10	17	18	21	25	23	20	21
	②みーもの森づくり事業	40	38	26	30	27	34	32	38	40	38	44	50
	③再生の森事業	24	35	227	274	160	147	145	135	131	133	133	142
	事業費計	77	83	262	314	197	198	195	194	196	193	197	213
年度末基金保留額	62	180	118	1	1	14	8	13	15	23	23	8	

資料：島根県税務課・林業課（一部見込み含む・H28は当初予算ベース）

水と緑の森づくり税の仕組み



H28 事業費

予 算	213,017千円
森づくり推進事業	21,102千円
みーもの森づくり事業	49,548千円
再生の森事業	142,367千円

2 再生の森事業

◇公益的機能を有し、10年以上間伐等の森林整備が行われていない高齢級（植栽後36年生以上）の森林において不要木の伐採などを行い、荒廃した森林を再生させる。

対象林	○ 10年以上間伐未実施の36年生以上の人工林 ○ 人家・田畑等に侵入する竹の発生源の竹林 ○ 松くい虫被害にあい放置された森林
協定締結	森林所有者+県 委託実施の場合はこれに森林組合等（林業事業体など含む）を含めた3者協定とし森林組合等は協定期間中の見回り管理等を実施。
内 容	○ 不要木の伐採：本数率30%以上の不要木の伐採 ○ 広葉樹植栽：不要木の伐採を行った跡地に必要に応じて広葉樹を植栽 ○ 侵入竹林伐採：人工林に侵入した竹林の伐採 ○ 保険加入：不要木の伐採を行った森林を対象に森林保険へ加入 ○ 管理道開設：森林の維持管理のための簡易な道路の開設 ○ 竹林伐採：人家や田畑等に侵入する竹の発生源竹林の伐採 ○ 抵抗性マツの植栽：松くい虫被害にあい放置された森林への抵抗性マツ植栽 ○ 森林境界確認：境界が不明確な森林で不要木伐採を行うため、境界の確認を行う ○ 危険木搬出：不要木の伐採で発生した木の流出による災害を防ぐため、不要木伐採で発生した木を搬出する。

◇実績

主なメニューとなる不要木伐採は、第1期で3,562haの整備を行い、第2期で3,634haの整備を行い、各期対策の目標であった3,500haを超える荒廃林の再生を行うことができました。第3期の初年度である昨年度は653haの荒廃林において施業を行った。

再生の森事業の実績 (ha)

	H17	18	19	20	21	1期計	22	23	24	25	26	2期計
不要木伐採	214	314	899	1,291	843	3,562	749	750	706	708	714	3,634
広葉樹植栽	5	24	47	31	23	133	1	1	0	0	0	2
侵入竹林伐採	-	-	14	17	9	41	2	0	2	0	2	6
竹林伐採	-	-	-	-	-	-	1	3	4	6	3	17


	H27	28	29	30	31	3期計
不要木伐採	653	-	-	-	-	653
広葉樹植栽	0	-	-	-	-	0
侵入竹林伐採	5	-	-	-	-	5
竹林伐採	10	-	-	-	-	10

再生の森事業により
再生した森林
(隠岐の島町)



3 みーもの森づくり事業

県民自らが企画・立案した森づくりのための植栽活動や県産木材を使う取り組み、森林環境学習活動を支援

区分項目	森を保全する取組	森を利用する取組	森で学ぶ取組 (みーもスクール)
内容	緑豊かな森と身近な森を再生するための取組 ○森林内の植林、下草刈り、枝落し ○森林公園や自然公園周辺の整備 ○森林教室、樹木実習など	県産木材を活用し県民への利用を促す取組 ○公共性が高く、身近なところで県産材及び木質バイオマスなどを利用する取組 ○県産材及び木質バイオマスなどの利用方法を習得する機会を創出する取組 ○広く県民が森林にふれあう機会の創出、森林作業を体験する機会を創出するなどの取組	小中学校で継続的に森林環境教育を行う取組 ○小中学校と連携して、授業の中で継続的（3回以上）に森林環境学習を実施する取組 
事業主体	NPO,ボランティア団体、市町村、自治会、森林組合、林業事業体、企業、その他団体		
交付率	1/2 以内 ただし、自ら実施が困難な地持え等の作業委託経費などは 10/10 以内	1/2 以内 ただし、県産材料代は 10/10 以内 自ら実施が困難な作業委託経費は 10/10 以内	1/2 以内 ただし、講師謝金、スタッフの賃金、消耗品は 10/10 以内
交付金上下限	500～2,000 千円 ただし、過去の4年以内の事業の継続実施は、上限 50 千円、植栽後の下刈り、竹林伐採後の管理については 200 千円を上限とする（過去の1年1事業上限 50 千円:5 万円×4 事業箇所=200 千円）		200～1,600 千円 ただし、上限 1 校 400 千円、1 団体 4 校まで

※継続事業には、再生の森事業で竹林伐採を行った箇所を含む

◇実績

県民の自主的な森づくり活動を推進する「みーもの森づくり事業（森づくり・資源活用実践事業）」では、H17～H27 年度の 11 年間に 324 件の取り組みを採択し、約 13 万 6 千人もの県民参加を得て、県民主体の森づくりを行うことができました。

みーもの森づくり事業の実績（件数）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	1 期計	H22	H23	H24	H25	H26	2 期計
森を保全する取り組み	12	9	6	9	2	37	12	14	16	13	15	70
木を利用する取り組み	27	27	12	7	10	84	9	10	8	9	6	42
併用	3	11	10	7	8	39	2	7	3	8	4	24
計	42	47	28	23	20	160	23	31	27	30	30	136

年度	H27	H28	H29	H30	H31	3 期計
森を保全する取り組み	19	-	-	-	-	19
木を利用する取り組み	6	-	-	-	-	6
併用	3	-	-	-	-	3
計	28	-	-	-	-	28



4 森づくり推進事業

(1) 水と緑の森づくり会議

水を育む緑の豊かな森を次世代に引き継ぐために、広く県民の意見を聞き「水と緑の森づくり」に関する施策展開に資することを目的として、県民からの公募又は指名による委員（1期対策10名/年、2・3期対策7名/年）で構成する「水と緑の森づくり会議」を開催しています。

<役割>

水森会議では、次に掲げる事項について討議します。

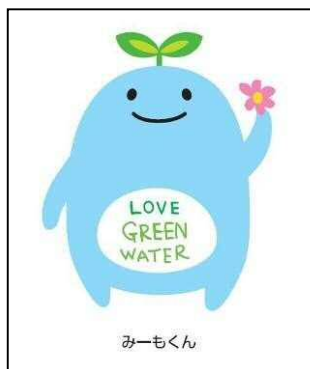
- 「水と緑の森づくり」において、県民のアイデアを活かすこと。
- 「水と緑の森づくり」において、県民の参加を促進すること。
- 「水と緑の森づくり」が県内各地で効果的に実施されること。
- その他、「水と緑の森づくり」の着実な推進に関すること。

これまで（平成17-27年度）に、のべ92人の委員から水と緑の森づくりについて意見をいただき、事業に反映させてきました。

※ 小学校校長、森林経営、ボランティアの各分野から1名ずつ指名、4名公募

水森委員	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
女性	4	5	5	5	5	3	5	3	4	3	4	3
男性	6	5	5	5	5	4	2	4	3	4	3	4
合計	10	10	10	10	10	7	7	7	7	7	7	7

この会議では、イメージキャラクター「みーもくん」やキャッチコピー「みず・みどり みまもりはぐくむ 森が好き」の決定（H17）、森への思いの募集（H18）、水と緑の森づくり実践表彰（H19）、第2期対策イメージキャラクター「みーなちゃん」の決定、みーもの森づくり事業（森づくり・資源活用実践事業）（H17～H27）の審査等を行いました。



第1期対策
イメージキャラクター
「みーもくん」



第2期対策
イメージキャラクター
「みーなちゃん」

(2) 森づくり情報発信業務

水森事業の認知度を向上させるため、県で作成した広報の仕様書をもとにプロポーザル（企画競争）を行い、最も効果的な広報計画を提案した事業者に対して委託を行っています。

①季刊誌「みーも通信」（年4回発行）

水と緑の森づくり事業への理解を深めてもらうため、平成17年7月から発行。各号25,000部発行し、市町村（公民館含む）、JA、銀行、県の機関及びコンビニ等（スタンド60カ所以上設置）に配布しています。

②普及イベントへの実施

- 島根県各地で開催されている既存イベントなどに出展し、特に子どもやその家族が気軽に参加できて楽しく学べるように、「みーもくん」や「みーなちゃん」が出張して広報活動を展開します。会場でノベルティーを無料配布します。

（年4回）

- 若者をターゲットとした主催イベント（年1回）を実施し、森の中での交流を通して、森づくりへのより高い意識づけを図ります。
- 子どもを対象としたPR業務（年5回程度）
「よしととひうた」の公演内で、水と緑の森づくりオリジナルソング「まつんぼっくり」の実演等を行い、事業周知へとつなげます。



③ツイッター・フェイスブックによる情報発信（通年）

みーもくんが事業紹介・イベント告知などを月2～3回程度発言します。

(3) アンケート調査

県民の森林に対する意識や水と緑の森づくりの意識を調査するため、平成18年度から県民を対象にアンケート調査をおこなっています。

- ・平成18年から21年までは、県内7地域の大型スーパー等で県民1000人を対象としたアンケート調査を実施しました。
- ・平成22年からは島根大学と共同で郵送による無作為調査方法を行っています。

このアンケートで得られた調査結果は、効果的な事業実施を行うために活用しております。

例：水と緑の森づくり事業（税）の認知度調査によれば、

「事業認知度は男性より女性の認知度が低く、特に若い世代の認知度が低い」と結果が得られました。

そこで、森づくり情報誌「みーも通信」を若い女性でも手に取りやすく、読みやすい紙面となるように工夫をしています。

こうした取組などにより、女性の事業認知度向上に結び付けています。

水と緑の森づくり事業（税）を「知っている」もしくは「聞いたことがある」人の割合の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総計	42%	41%	45%	48%	47%	45%	45%
女	33%	-	37%	44%	45%	45%	43%
男	55%	-	54%	54%	50%	46%	48%

(4) 森林体験イベントの開催

○県民の森ふれあい講座

飯南町の県民の森をフィールドに、月に1回程度トレッキング教室やもの作り教室を開催し、県民が自然とふれあう機会をつくっています。

ふれあい講座参加者数(H21以前は省略)

H22	H23	H24	H25	H26	H27
290	399	167	209	210	216



○森の誕生日

毎年、松江市宍道町にある県立ふるさと森林公園の開園記念日である4月29日に、公園内で松江市や林業関係団体、森林インストラクターなどと連携して、木工教室やステージイベント、水と緑の森づくりのPRなどを行っています。H28年度は8千人が来場しました。



(5) 島根県森林インストラクターの養成

平成8年度から、自然観察や森林づくりなどといった体験活動をとおして広く県民の皆様に、森林・林業の正しい知識や魅力を伝える活動を行うことを目的に「島根県森林インストラクター」を養成しています。

これまでに204名のインストラクターが誕生し、学校での総合学習の時間や、公民館活動、アウトドアイベントなどの体験活動の講師として活躍しています。

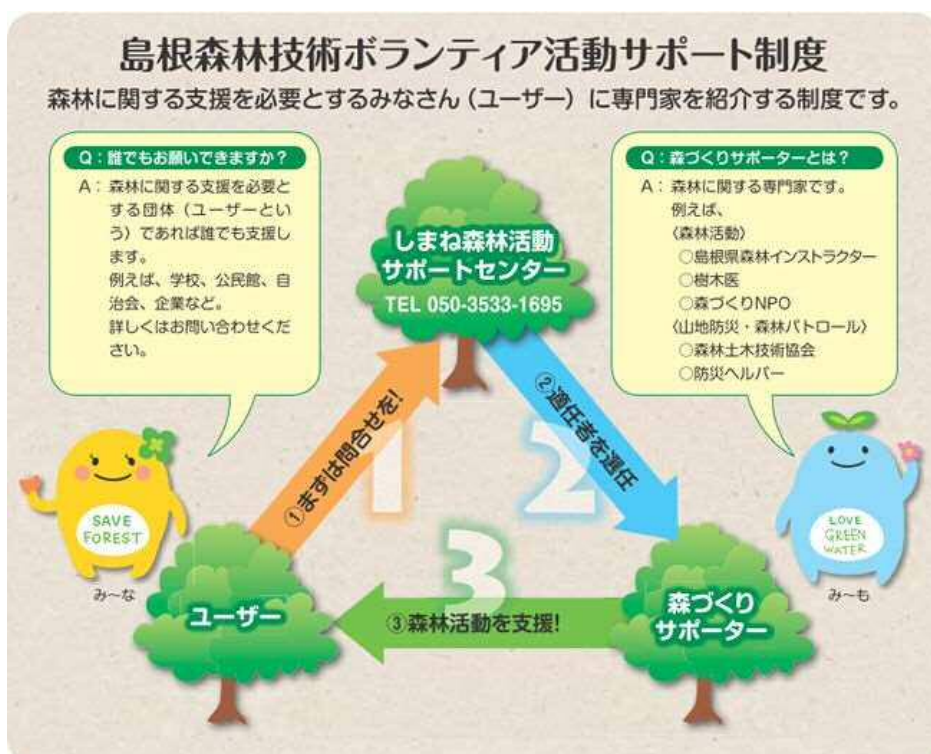
島根県森林インストラクター認定状況

年 度	H8	H9	H10	H15	H16	H17	H22	H24	H26	合計
認定数	15	16	14	25	23	16	37	35	23	204

(6) しまね森林活動サポートセンター
～森林技術ボランティア活動サポート制度～

県民共有の財産である森林を県民全体で支えていくために、行政と企業・団体・個人等の専門的な技術者が協働して森づくりへの県民参加を促進するため、森づくりの専門家を紹介し派遣を行っています。

- 森づくり活動への参加を希望する県民に対し、その機会を提供
(「森づくり活動には興味があるがその機会がない」49%：水森アンケート結果)
- 島根県森林インストラクター204名の積極的活用
平成27年度は62件 延べ193人のサポーターを派遣



(7) みーもサマースクールの開催（平成 25 年度～）

県内の子ども達を対象に、森と身近にふれあい、森林の働きやその重要性を学ぶことを通じて、森林に対する理解を深めることを目的に、県内の幼稚園、保育所、学童クラブ、子供会、スポーツクラブ等の団体を対象として6月から10月の平日に実施しています。

<H27実績>

開催場所	対象者	実施内容	参加団体数	参加人数
島根県民の森 (飯石郡飯南町)	県内の学童クラブ、幼稚園、保育所、小中学校、子ども会、スポーツクラブ等の組織された団体 (5歳から小学校6年生まで)	軽登山、自然観察会、自然工作 ヤマメのつかみ取りなど	25	582
匹見峡 (益田市)			10	348
ふるさと森林公園 (松江市)	県内の特別支援学級、障がいのある子ども達等で組織された団体（5歳から小学校6年生まで）	森林散策 化粧炭焼きなど	5	83

◎事業化の背景

平成 23 年度水と緑の森づくり会議にて委員から、「学童保育は夏休みの間冷房の効いた室内でビデオを見て一日過ごしている。子ども達に本当の自然とふれる機会を与えたい。」との意見があり、平成 24 年度に試験的に実施、平成 25 年度から本格的に実施しています。



平成28年度みーもの森づくり事業の選考について

(趣旨)

第1 みーもの森づくり事業を選考するにあたり、みーもの森づくり事業費交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びみーもの森づくり事業費交付金実施要領（以下「実施要領」という。）に定められているもののほか、必要な審査事項及び「水と緑の森づくり会議」での評価事項については以下のとおりとする。

(決定方法)

第2 県は提出された提案書の内容を第3の審査基準により審査し、第4の評価基準にもとづく「水と緑の森づくり会議」での意見を踏まえ、適当と認められる事業について予算の範囲内で決定する。

(審査基準：資格審査)

第3 県による提案書の審査は、次の項目で行う。

審査機関	審査項目	審査の視点	審査結果
林業課	① 交付対象者としての適格性	1) 水と緑の森づくり税条例の趣旨を十分に理解しているか 2) 県内に事務所を置きかつ県内で活動しているか 3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められないか 4) 事業に関係する会計及び経理を明確に行えるか 5) この事業において実施する調査に事業終了後も協力できるか (実施要領第3)	(適正か)
	② 事業の実施基準	1) H28年度内で完了する事業か 2) 対象森林は国有林を除いているか 3) この事業により得た若しくは得る予定の交付金を運転資金として利用しないか 4) 宗教活動や特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないか 5) 各種法令に違反していないか 6) 県内で実施するか 7) 既に事業実施をしていないか（事業実施要領第4）	(適正か)
	③ 必要書類	1) 必要書類は全て提出されているか	(適正か)

※ 審査は「水と緑の森づくり会議」の事前及び事後において林業課にて実施する。

※ 林業課において相手方に内容確認を行う。

(評価基準：内容審査)

第4 水と緑の森づくり会議での評価の視点は、次の項目で行う。

評価機関	評価の視点	
水と緑の森づくり 会議	ア 必要性	○水と緑の森づくり事業で行うことが最もふさわしい提案であるか。 (他の補助事業、予算等の確保が可能ではないか) <H27委員意見> 事業主体が地方公共団体である提案については、まず自主財源での実施を検討すべき。
	イ 次世代への 継承	○森づくりを次世代に引き継ぐ工夫があるか。 (子ども達の参加があるか)
	ウ 県民活力	○県民による自主的な活動であるか。 (自分たちが活動するのか) <H27委員意見> 委託ではなく自前の取組を優先してはどうか。
	エ 独創性	○地域の実情や特性に応じた創意工夫・独自性があり、問題解決が期待できるか。 (県民によるアイデアがあるか)
	オ 波及性	○他団体や異業種、異世代等を巻き込むなどの展開性、地域への波及性があるか。
	カ 継続性	○取り組む内容の継続性などがあるか。 <H27委員意見> 急傾斜のところでの委託が多いが、継続性等を考慮したエリア設定を検討すべき。
	キ 実現性	○目的に対する事業の実施時期や内容、参加者などは具体的に示されているか。
	ク 事業 PR	○水と緑の森づくり事業によって行っているとわかる広報内容が含まれているか。
	総合評価	○上記ア～クの評価を考慮し、総合して評価する。

※評価は「水と緑の森づくり会議」において、水森委員及び林業課で実施する。